

スポーツ環境会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成25年2月に策定した「新宿区スポーツ環境整備方針」を持続的・継続的な視点を持って着実に推進していくため、区民・地域・スポーツ団体等の新宿区（以下「区」という。）のスポーツ環境を支える各主体によって構成される「スポーツ環境会議」の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 スポーツ環境会議では、次に掲げる事項について、現状報告・確認・意見交換を行うものとする。

- (1) 区のスポーツ環境に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区のスポーツ環境の推進に関し、必要であると認められること。

(構成)

第3条 スポーツ環境会議は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 3 座長は、委員の互選により決定する。
- 4 座長は、スポーツ環境会議を代表し、会務を総理する。
- 5 座長に事故があるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員は、区長が委嘱し、又は任命する。
- 7 委員の任期は委嘱又は任命した年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議の招集等)

第4条 スポーツ環境会議は、座長が招集する。

- 2 委員が出席できないときは、公募委員を除き代理人を出席させることができる。
- 3 スポーツ環境会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庁内会議との連携)

第5条 スポーツ環境会議における現状報告・確認・意見交換の結果について、必要に応じて、「地域での文化・スポーツ活動とコミュニティ活動を推進する庁内会議」へ報告を行う。

(会議の事務局)

第6条 スポーツ環境会議の事務局は、地域振興部生涯学習スポーツ課とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ環境会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

委 員	(1) 学識経験者	1 人
	(2) 区体育協会代表	1 人
	(3) 区スポーツ推進委員協議会代表	1 人
	(4) 区レクリエーション協会代表	1 人
	(5) 区町会連合会代表	1 人
	(6) 区高齢者クラブ連合会代表	1 人
	(7) 区障害者団体連絡協議会代表	1 人
	(8) 区青少年育成委員会代表	1 人
	(9) 区小学校 PTA 連合会代表	1 人
	(10) 区中学校 PTA 協議会代表	1 人
	(11) スポーツ関連事業者代表	1 人
	(12) 公募委員	2 人以内
	(13) 新宿未来創造財団事務局長	
	(14) 生涯学習スポーツ課長	
	(15) 新宿未来創造財団等担当課長	
	(16) 障害者福祉課長	
	(17) 地域包括ケア推進課長	
	(18) 子ども家庭課長	
	(19) 健康政策課長	
	(20) みどり公園課長	
	(21) 教育調整課長	